

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
1月20日
(木曜日)

目次

○選管告示

山口県知事選挙の期日.....一

山口県知事選挙において繰上投票を行う投票区及び投票の期日.....二

山口県知事選挙に用いる投票用紙の様式.....二

山口県知事選挙における選挙長等の住所及び氏名.....二

山口県知事選挙における選挙長の事務の取扱い.....三

山口県知事選挙における選挙会の場所及び日時.....三

山口県知事選挙においてポスター掲示場への掲示を開始することができる日.....三

山口県知事選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時.....三

山口県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時.....三

山口県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額.....三

山口県知事選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式.....三

山口県知事選挙における政治活動用ポスターに貼る証紙の様式.....四

山口県議会宇部市選挙区選出議員、山口県議会秋市・阿武町選挙区選出議員及び山口県議会光市選挙区選出議員の補欠選挙事由の発生.....四

選挙人名簿選挙時登録の基準日.....四

○山口県知事選挙選挙長告示

選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時.....四

山口県選挙管理委員会告示第四号

山口県知事の任期満了による選挙を次の期日に執行する。



令和四年一月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

選挙期日 令和四年二月六日

山口県選挙管理委員会告示第五号

令和四年二月六日執行の山口県知事選挙において、繰上投票を行う投票区及び投票の期日は、次のとおりである。

令和四年一月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

| 市町名 | 投票区名 | 投票の期日 |
|----------|------|----------|
| 下関市 | 六蓋連 | 令和四年二月五日 |
| 萩市 | 大蓋井 | |
| | 相島 | |
| | 見島第一 | |
| 防府市 | 見島第二 | |
| | 野島 | |
| 岩国市 | 柱島 | |
| 柳井市 | 平郡第一 | |
| | 平郡第二 | |
| 大島郡周防大島町 | 江ノ浦 | |
| | 樽見 | |
| 熊毛郡上関町 | 八島 | |
| | 祝島 | |

山口県選挙管理委員会告示第六号

令和四年二月六日執行の山口県知事選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

令和四年一月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

一 一般投票

令和四年二月六日執行

山口県知事選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

山口県選挙管理委員会之印

| |
|-------|
| 候補者氏名 |
| |

備考 用紙は、白色とし、黒色のインクで印刷する。

二 点字投票

点字投票

令和四年二月六日執行

山口県知事選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

山口県選挙管理委員会之印

| |
|-------|
| 候補者氏名 |
| |

備考

- 1 用紙は、白色とし、黒色のインクで印刷する。
- 2 「点字投票」の文字の上に、点字により「ちじ」と表示した透明なシールを貼り付ける。

山口県選挙管理委員会告示第七号

令和四年二月六日執行の山口県知事選挙における選挙長及びその職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和四年一月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

| 選挙 | 選挙長 | 職務代理者 |
|----------------|------|------------|
| 住所 | 氏名 | 住所 |
| 山口市吉敷下東二丁目九番一四 | 秋本泰治 | 周南市梅園町二丁目一 |
| | | 氏名 |
| | | 稲葉和也 |

山口県選挙管理委員会告示第八号

令和四年二月六日執行の山口県知事選挙における選挙長の事務は、山口県選挙管理委員会事務局において取り扱う。

令和四年一月二十日

山口県選挙管理委員会委員長

秋 本 泰 治

山口県選挙管理委員会告示第九号

令和四年二月六日執行の山口県知事選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和四年一月二十日

山口県選挙管理委員会委員長

秋 本 泰 治

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 令和四年二月八日午前十時

山口県選挙管理委員会告示第十号

令和四年二月六日執行の山口県知事選挙において、候補者がポスター掲示場への個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日は、次のとおりである。

令和四年一月二十日

山口県選挙管理委員会委員長

秋 本 泰 治

開始期日 令和四年一月二十日

山口県選挙管理委員会告示第十一号

令和四年二月六日執行の山口県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和四年一月二十日

山口県選挙管理委員会委員長

秋 本 泰 治

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

- 二 日時 令和四年一月二十日午後五時三十分

山口県選挙管理委員会告示第十二号

令和四年二月六日執行の山口県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和四年一月二十日

山口県選挙管理委員会委員長

秋 本 泰 治

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 令和四年一月二十一日午後五時三十分

山口県選挙管理委員会告示第十三号

令和四年二月六日執行の山口県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和四年一月二十日

山口県選挙管理委員会委員長

秋 本 泰 治

制限額 三二、一八一、〇〇〇円

山口県選挙管理委員会告示第十四号

令和四年二月六日執行の山口県知事選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

令和四年一月二十日

山口県選挙管理委員会委員長

秋 本 泰 治

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

令和4年執行
山口県知事選挙ビラ
(番 号)
山口県選挙管理委員会

山口県選挙管理委員会告示第十五号

令和四年二月六日執行の山口県知事選挙における政治活動用ポスターに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

令和四年一月二十日

山口県選挙管理委員会委員長

秋 本 泰 治

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

令和4年執行
山口県知事選挙ポスター
第 区(番号)
山口県選挙管理委員会

山口県選挙管理委員会告示第十六号

令和四年一月二十日山口県議会宇部市選挙区選出議員、山口県議会秋市・阿武町選挙区選出議員及び山口県議会光市選挙区選出議員の補欠選挙を行うべき事由が生じた。

令和四年一月二十日

山口県選挙管理委員会委員長

秋 本 泰 治

令和四年一月二十日印刷
令和四年一月二十日発行

発行人所

山口県知事

山口県選挙管理委員会告示第十七号

山口県議会宇部市選挙区選出議員、山口県議会秋市・阿武町選挙区選出議員及び山口県議会光市選挙区選出議員の補欠選挙の執行に当たり、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第三項の規定による選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和四年一月二十日

山口県選挙管理委員会委員長

秋 本 泰 治

選挙時登録の基準日 令和四年一月二十七日

山口県知事選挙選挙長告示第一号

令和四年二月六日執行の山口県知事選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和四年一月二十日

山口県知事選挙選挙長

秋 本 泰 治

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
二 日時 令和四年二月四日午前十時